社会福祉法人の経営と施設の運営の盤石化を目指す季刊情報誌

WEL VISION

2025.1

2040 年に向けた改革に備え、攻めの姿勢で新たなるスタートを

あけましておめでとうございます。本年も「WELVISION」を通じて、皆さまに最新の情報をお届けしてまいります。どうか引き続きご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申しあげます。

さて、昨年は令和6年度介護報酬改定や物価高、賃上げ等への対応に追われた1年でした。とりわけ秋以降は新たに発足した石破政権のもと補正予算により経済対策が措置され、介護分野における処遇改善をどのように加速させるかが注目されたなか、まずは、「5.4 万円の一時金」という措置に安心された方もいらした一方で、決して十分とは言えない結果に落胆された方もいらしたのではないでしょうか。

そして、その評価も定まらぬままに早速、年末には次期介護保険制度改正の議論がスタートされ、2040 年に向けた施策が検討されることとなりました。息をつく間もない展開に現場は振り回されるばかりですが、ご利用者や職員の暮らしを守る介護事業者として、嘆いてばかりもいられません。来るべき改革に備え、求められるサービスの在り方に先手を打って挑んでいかなければ、これからの我が国が突入する「人口減少＋超高齢社会」時代を生き残っていくことはできません。

今回の「WELVISION」では、まさに次世代の介護業界を占う様々なトピックスをピックアップし、お届けしています。ぜひお目通しをいただき、最新動向を把握することを通じて、攻めの姿勢で 2025 年のスタートを切っていただけましたら幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 **飯 村 芳 樹**

CONTENTS

02 Ｒ７予算の編成に向け、効率的な保険給付や負担の在り方の見直しを提言

04 13.9兆円の補正予算が成立、「賃上げにも使える」生産性向上補助金などを措置

07 次期制度改正に向けた議論をスタート、新たに「2040検討会を設置

- 次年度予算で生産性向上・職場環境改善による賃上げを支援
- Ｒ７年度以降の処遇改善加算の要件厳格化を先送り

他

COLUMN 「ワンショット５．４万円」「加算ありき」の賃上げ補助金の本気度は

動向解説 01

次年度予算で生産性向上・職場環境改善による賃上げを支援

政府・経済財政諮問会議

政府は 12 月3日に開催した経済財政諮問会議で、石破茂首相からの諮問に応じ、「令和7年度予算編成の基本方針」について審議、答申案を決定しました。

事務局が示した同方針案では、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実にすることを最重要課題とした上で、「『経済あっての財政』との考え方に立ち、『賃上げと投資が牽引する成長型経済』を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく」ことを示しました。

介護に関連する部分では、「医療・介護等の現場におけるロボット・ICT機器の活用を通じた生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援する」「足元の経営状況の急変を踏まえた医療・介護の提供体制の確保(略)等の取組を進め、新たな需要創出や生産性向上につなげる」ことが記載されています。

同時に、骨太方針 2024 に基づき、経済・物価動向等に配慮しながら「中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行う」との方針を踏まえる旨が示されたほか、民間議員からは医療・介護提供体制について「医療・介護を一体として、限られた資源の最適配分を実現すべき」との提言がされており、今後も継続した給付抑制の方向性が維持されることが予想されます。

あわせて当日臨時議員として出席した福岡資麿厚生労働大臣は「社会保障分野における今後の対応」とする資料を提出。「少子高齢化・人口減少時代といった時代の大きな変革期にあっても、国民一人一人が安心して生活できる社会保障制度を構築し、しっかりと次の世代に引き継いでいく」とした上で、▽働き方に中立的な年金制度の構築、▽医療制度改革、医療・介護DX、▽創薬力の強化・後発医薬品の安定供給を進めていく旨を掲げました。

これらの基本方針については 12 月6日に閣議決定、1月下旬に開かれる通常国会での予算審議に向かいます。

動向解説 02

R 7 予算の編成に向け、効率的な保険給付や負担の在り方の見直しを提言

財政制度等審議会

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は 11 月 29 日、各分野における改革案をとりまとめた「令和7年度予算の編成等に関する建議」を公表、加藤勝信財務大臣へ提出しました。

「もはやコロナ禍ではない」という文章から始まる財政総論では、「令和7年度は基礎的財政収支(プライマリーバランス)黒字化の目標年度であり、黒字化達成に向け、不退転の覚悟を持って予算編成に臨む」と記載。その上で、▽経済の新たなステージへの移行に向けて、デフレ脱却を確実にするためにも、潜在成長率の引上げが急務であり、労働生産性の向上や資本投入の増加を通じて、民需主導の持続的な経済成長を実現していくことが不可欠であること、▽新たなステージにおける課題としては、歳出構造の平時化に取り組む必要があること、想定外の有事が発生した場合にも十分な財政措置を講じられる財政余力の確保が重要であること、▽今後の財政運営については、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを前進させるべく予算の中身の重点化や施策の優先順位付けの徹底と同時に、国民の理解を醸成し、議論を喚起していくことが重要であるとしました。

その考え方を踏まえ、社会保障については、「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」の財源を確保しつつ着実に実施するとともに、全世代型社会保障の構築に向けた「改革工程」について、出来るものから着実に実現し、医療・介護の持続性を確保しつつ、現役世代の負担を最大限抑制するとしています。

介護については、「制度の持続性確保のための改革を進めるべき」「令和7年度予算においてもメリハリのある予算編成を行っていく必要がある」とし、人手不足等の課題については「引き続き処遇改善加算の確実な取得を促しつつ、経営の協働化・大規模化を進めながら、人手不足に対しては現場のニーズ等を踏まえた人材確保策を推進すべき」と前提した上で、以下の項目を掲げています。

① 保険給付の効率的な提供（人手不足への対応）

ア）生産性の向上（ICT機器の活用・人員配置の効率化等）

- ✓ ICT機器の導入・活用を引き続き推進するとともに、経営の協働化・大規模化を早急に進めるべき。
- ✓ 特養等における人員配置基準の更なる柔軟化に引き続き取り組むべき。

イ）関係者の意識改革（好事例の横展開）

- ✓ 処遇改善加算の取得促進とあわせて、好事例の横展開による職場環境の整備や生産性向上等に取り組むことで、人材の定着を推し進めるべき。

ウ）人材紹介会社の規制強化

- ✓ 厚生労働省による規制強化の取り組みの着実な推進と効果や問題の生じる背景・制度の検証も踏まえ、必要に応じ、更なる規制強化を検討する必要。

エ）軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行

- ✓ 軽度者（要介護1・2）に対する訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行を目指し、段階的にでも、生活援助型サービスをはじめ、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を可能にすべき。

② 保険給付範囲の在り方の見直し

ア）多床室の室料負担の見直し

- ✓ 利用実態等を踏まえ、残りの介護老人保健施設・介護医療院についても、多床室の室料相当額を基本サービス費等から除外する見直しを更に行うべき。

イ）サービス付高齢者向け住宅等における居宅療養管理指導の適正化

- ✓ 居宅療養管理指導のサービス利用時に、ケアマネジャーによる給付管理が確実に行われ、自治体による適切な運営指導が行われるよう、制度の運用や在り方について検討が必要。

ウ）ケアマネジメントの利用者負担の導入

- ✓ 公正・中立なケアマネジメントを確保する観点から、質を評価する手法の確立や報酬への反映と併せ、居宅介護支援に利用者負担を導入することで、質の高いケアマネジメントが選ばれる仕組みとする必要。

エ）保険外サービスの活用

- ✓ 自治体のローカルルールの実態把握を行った上で、国民の利便性向上に資するよう、介護保険外サービスの柔軟な運用を認めるべき。

オ）民間企業との連携や地域資源の活用

- ✓ 市町村による高齢者の自立支援・重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援を推進するインセンティブ交付金の配分等においては、介護給付費の抑制に向けた民間企業と連携した介護予防の取組や、地域資源の有効活用に向けた取組が推進されるよう、メリハリを効かせた支援を行うべき。

③ 負担の公平化

ア）利用者負担（2割負担）の見直し

- ✓ 所得だけでなく金融資産の保有状況等の反映の在り方や、きめ細かい負担割合の在り方とあわせて検討した上で、2割負担の対象者の範囲拡大について早急に実現すべき。
- ✓ 医療保険と同様に、利用者負担を原則2割とすることや、現役世代並み所得（3割）等の判断基準を見直すことについても検討していくべき。

動向解説 03

13.9兆円の補正予算が成立、「賃上げにも使える」生産性向上補助金などを措置

政府

物価高対応などを柱とする新たな経済対策の裏付けとなる令和6年度補正予算が、12月17日に成立しました。一般会計の総額はおよそ13兆9,000億円で、財源をまかなうため国債を6兆6,000億円余り追加で発行するとしています。

そのうち厚生労働省分は、追加額として8,454億円、介護分野については、▽医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援(1,892億円)、▽介護・障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援(223億円)、▽訪問介護の提供体制の確保等(107億円)、▽介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援(46億円)などに加えて、▽医療・介護・障害福祉分野における食材料費・光熱水費等の支援(「重点支援地方交付金」推奨事業メニュー分(6,000億円)の内数)が書き込まれています。

なかでも注目されるのは「介護分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援」として設定された「介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(介護人材確保・職場環境改善等事業)」(806億円)です。他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、緊急的に賃金の引き上げが必要であることや、賃上げとともに、介護現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要であるとして、以下のように概要を示しています。

① 介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

② 介護事業所において、その介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(介護助手等の募集経費、職場環境改善等のための研修等の経費等)のほか、介護職員等(当該事業所における介護職員以外の職員を含む)の人件費に充てることが可能。

支給対象は、

(1)介護職員等処遇改善加算の取得事業所

(2)以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

＜施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等＞

- ✓ 生産性向上推進体制加算の取得等に向けて、介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策の立案を行う

＜訪問、通所サービス等＞

- ✓ 介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う

その他では、昨年度も補正予算で措置されていた「施策名:介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(介護テクノロジー導入・協働化等支援事業)」(200億円)や、令和7年度予算概算要求で提案されていた訪問介護の提供体制確保支援に係る事業(ホームヘルパーの同行支援など、経験年数の短い方でも安心して働き続けられる環境整備や、地域の特性・事業規模を踏まえた経営支援、福祉施策と労働施策の連携体制強化やホームヘルパーの魅力発信を通じた人材確保促進等)を前倒しして行うことなどが記載されています。

動向解説 04

物価高対策への支援金について交付標準を示す

厚生労働省

厚生労働省は 12 月2日、新たな経済対策で措置される予定の介護サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」について、更なる活用を求める趣旨の事務連絡を発出しました。

国会で審議されている補正予算を根拠とした「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年 11 月 22 日閣議決定)では、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューについて、介護施設等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を継続することが盛り込まれるとともに、本交付金の更なる追加を行う旨が盛り込まれています。

これを受けて厚生労働省として、自治体において対応を求める支援事業の標準について示し、都道府県・市町村議会への予算案の提出等、早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう促しています。

今回の対策では、介護サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、「光熱水費(電気代、ガス代、水道代、車両の燃料代等)高騰への支援事業」「食材料費高騰への支援事業」の2事業の両方を実施することを求めています。それぞれについての標準は以下の通りです。

〇光熱水費(電気代、ガス代、水道代、車両の燃料代等)高騰への支援事業

- ✓ 訪問・相談系(事業所当たり平均値):6.3 万円
- ✓ 通所系(事業所当たり平均値):23.3 万円
- ✓ 多機能系(事業所当たり平均値):21.9 万円
- ✓ 入所・施設系(施設当たり平均値):112 万円

〇食材料費高騰への支援事業

- ✓ 平均で定員・利用者数当たり約 8,000 円(1日当たり約 23 円)

厚生労働省では今後、同交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施する予定としており、各自治体の協力を求めるとともに、訪問・相談系の介護サービス事業所を始め、多くの介護サービス事業所・施設等において活用されるよう取り組みを求めています。

動向解説 05

2040 年には人員配置3割減を目指す

政府・デジタル行財政改革会議

政府は 11 月 12 日、第8回となるデジタル行財政改革会議を開催しました。

今回の会合では、石破政権発足に伴い改めて「デジタル行財政改革の今後の取組方針について」を整理。時代環境として、生産年齢人口が 2023 年(約 7,395 万人)から 2050 年(約 5,540 万人)にかけて 25%減となることや、2040 年には高齢化率が 34.8%になること、地域の人口密度が低下することにより必要な公共サービス等が提供困難になることが想定される一方で、デジタル技術は進展していくことをあげ、介護分野では高齢化に伴う需要の急増により今後 20 年間で約 57 万人の人材不足が生じる見通しである等、公共サービスの担い手不足が顕在化していくことに対し、デジタル行財政改革を行っていく必要があると主張しています。

その基本的な考え方として、「急激な人口減少社会に対応するため、利用者起点で我が国の行財政のあり方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済活性化を図り、社会変革を実現する」ことを掲げ、取組方針として以下の3つを示しました。

1. 技術の進展(イノベーション)に即し、デジタル活用を阻害している規制・制度(レギュレーション)を徹底的に見直し。
2. 地域を支える公共サービス等に関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上。
3. EBPMの手法も活用し、KPIや政策効果の「見える化」を進め、予算事業を不断に見直し。

その一環として、介護分野においては介護現場の生産性向上に関するダッシュボードによる継続的な進捗管理を行うとし、具体的なKPIの例として、2040 年の人員配置を 2023 年比で約3割程度柔軟化するとしました。

政府は今後必要に応じて同会議を開催しながら、来年6月に「デジタル行財政改革取りまとめ」を行うとしています。

動向解説 06

審議会レポート

R 7 年度以降の処遇改善加算の要件厳格化を先送り

厚生労働省・介護給付費分科会

厚生労働省は 12 月 23 日に社会保障審議会・介護給付費分科会を開催。令和6年度補正予算により措置する「介護人材確保・職場環境改善等事業」と合わせ、令和7年度から予定していた介護職員等処遇改善加算の要件の厳格化について先送りする意向を示しました。

事務局が示した資料では、「①令和7年度から新たに適用される『職場環境等要件(職場環境改善)』への対応」として、令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとする旨の通知改正を行うとし、さらに「介護人材確保・職場環境改善等事業」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとする方針を明らかにしています。

また、「②『昇給の仕組み』への対応」でも、令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度においても誓約により満たしたものとするとともに、「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとするとしました。

加えて、加算や補助金申請の事務負担が指摘されていることを踏まえ、▽要件を満たしているどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化、▽①処遇改善加算、②介護人材確保・職場環境改善等事業及び③生産性向上推進体制加算Ⅱの申請様式を一体化、▽訪問介護事業所については、①、②及び「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業」の申請様式を一体化する措置をそれぞれ講じるとしています。

また、同日の介護給付費分科会では、介護報酬に影響する「地域区分」について、国家公務員の地域手当が令和6年8月に出された人事院勧告において、級地区分を設定する地域の単位を広域化(従来の市町村単位から都道府県単位を基本)するとともに、級地区分の段階数を7区分から5区分とする見直し内容が示され、令和7年度から段階的に支給割合の引下げや引上げが実施されることとなっていることを踏まえ、次期介護報酬改定に向けて市町村の意向を確認しつつ、地域区分の存り方について検討を進めることとしました。

動向解説 07

審議会レポート

次期制度改正に向けた議論をスタート、新たに「2040 検討会を設置

厚生労働省・介護保険部会

厚生労働省は 12 月 23 日に開催した社会保障審議会・介護保険部会で、令和9年からの第 10 期介護保険事業計画に反映させるべく、介護保険制度改正の議論をスタートしました。

介護保険制度は原則3年を1期とするサイクルで財政収支を見通し、事業運営を行っているところ、この間に保険料の大きな増減が生じると、市町村の事業運営に大きな混乱が生じることから、制度改正ついては次期の介護保険事業計画に反映させていくことを念頭に置いて行うものとされています。

そのため今回の改正議論は介護保険部会において令和7年度冬を目途にとりまとめを行うこととし、令和8年度に国会等において所要の手続きを経て、令和9年度の計画上に乗せることを前提としています。

事務局が示した資料では、次期制度改正に向けて「高齢化の進展(85 歳以上人口の増加)、生産年齢人口の減少に対応し、介護人材の確保が課題の中、地域の介護需要に応じて、サービス確保を図っていく必要がある」とした上で、「引き続き、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくりの推進、持続可能性の構築・介護人材確保等を図っていく必要がある」とし、以下を「主な検討事項」として挙げています。

＜主な検討事項＞

1. 地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズに対応した介護の提供・整備、医療と介護の連携、経営基盤の強化)
2. 認知症施策の推進・地域共生社会の実現(相談支援、住まい支援)
3. 介護予防・健康づくりの推進
4. 保険者機能の強化(地域づくり・マネジメント機能の強化)
5. 持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善(介護現場におけるテクノロジー活用と生産性向上)

また、2040 年に向けて人口減少のスピードは地域によって異なり人口構造も大きく変わっていく中で、介護サービスをどう確保するかが課題であるとして、新たに「『2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方』検討会」を立ち上げ、議論した上で介護保険部会に報告し議論を行うこととする方針が示されました。

同検討会は第1回を1月上中旬に開き、その後ヒアリングを行いつつ議論、春頃に中間まとめ(高齢者関係)を行った上で、他の福祉サービスも含めた共通の課題について検討し、夏を目途にとりまとめる予定です。

コラム

「ワンショット５．４万円」「加算ありき」の賃上げ補助金の本気度は

政府にとって令和6年後半の最も大きな見せ場となった補正予算は全体で 13.9 兆円という大規模なものになりましたが、そこで措置された介護分野への賃上げ施策については、必ずしも関係者の納得を得られるものではなかったようで、あちこちから落胆の声が聞こえてきます。

まず、「ワンショット5．4万円」という額面の小ささに驚かれた方も多かったのではないでしょうか。こども家庭庁が保育士らの人件費を前年度から 10.7%引き上げるとした温度感とは大きく落差があり、そもそも恒久的なものでさえない「一時金」という扱いは、有識者からも「政府は介護を軽んじている」と批判めいた指摘がされるほどのものでした。

また、「職場環境改善等の経費（介護助手等の募集経費、職場環境改善等のための研修等の経費等）のほか、介護職員等（当該事業所における介護職員以外の職員を含む）の人件費に充てることが可能」というファジィな運用にも疑問が寄せられており、1人あたり5．4万円にさえならない実態は、前述の有識者でなくとも政府の姿勢を疑わざるを得ません。

この背景には、令和6年度介護報酬改定で創設された介護職員等処遇改善加算において「令和6年度に＋2.5%、令和7年度に＋2.0%のベースアップ」を図る財源が措置されたことがあります。財務省としてはその分を優先させるのが当然と考えており、とりわけ訪問介護など居宅系サービスでは同加算の算定率もまだまだ余地があるなかで、厚生労働省としても追加の賃上げ財源を求めることは難しく、あくまで同加算の算定を前提とした小幅な補助金でお茶を濁すしかなかったのだろうと推察できます。

あわせて、先の報酬改定で訪問介護が単価減となったことがいまだに批判を浴びているなか、厚生労働省は頑なに、訪問介護に処遇改善加算を手厚く配分したためその算定により経営改善が図られると主張しています。12 月 23 日の介護給付費分科会で令和7年度からの要件厳格化が先送りされたことも、施設・居住系サービスは大部分が処遇改善加算のⅠ・Ⅱを算定している事実を踏まえれば、目当ては訪問介護など居宅系サービスであることは一目瞭然。もちろん補助金はあるに越したことはありませんが、それでも介護分野の賃上げへの本気度は疑わしいと感じてなりません。

補助金の要項は、そう遅くない時期に示されると言われています。実際に運用が始まりましたら、ぜひ皆さまの感想をお聞かせください。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社
老人福祉・介護保険事業主席研究員　天野尊明
✉t-amano@simwelman.com

Satisfaction of Innovative Management
シムコンサルティンググループ
〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 ☎03-5211-2858
http://www.simwelman.com/ シムウェルマン